

基発0423016号
平成19年4月23日

社会保険庁長官 殿

厚生労働省労働基準局長

政府管掌健康保険の被保険者のうち健康保険法第55条第1項に基づき
保険給付の不支給決定を受けた者に係る情報提供について（依頼）

労働者災害補償保険制度においては、労働者が業務上又は通勤による災害（以下「労働災害」という。）により負傷し、又は疾病にかかった場合に、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）により、労働者の請求に基づき、病院での療養給付や休業補償給付等を行っているところです。

しかし、近年、労働災害であるにもかかわらず、労災保険法に基づく給付を受けるための請求を労働者が行わない状況が見られます。特に、業務上の災害は事業所内で生じることが多く、事業主と労働者以外にその事実について知り得ない場合が多いことから、労働者が労災保険法に基づく請求を行わない限り、災害が発生したことの情報は入手が困難というのが実情です。

当局においては、このような状況を改善し、労災保険法に基づく保険給付の適正化を図る観点から、事業主等に対して監督指導等あらゆる機会を通じて周知・啓発を行うとともに、関係団体に対して文書により周知・啓発の要請を行う等の対策を講じてきたところですが、より強化を図るため、貴庁が保有する政府管掌健康保険の被保険者情報のうち、健康保険法（大正11年法律第70号）第55条第1項に基づき、労災保険法により給付を受けることができるものとして、健康保険法に基づく給付を行わなかった者（以下「不支給決定者」という。）の情報を提供していただき、その情報を基に被保険者に対して労災保険法に基づく給付を請求するよう勧奨したいと考えております。

健康保険法による保険給付と労災保険法に基づく保険給付は表裏一体（労働者の負

傷等が労働災害によるものであれば労災保険法から給付を受ける一方、それ以外であれば、健康保険法から給付を受けることとなる)であり、貴庁から被保険者情報を提供していただければ、労災保険法に基づく給付の適正化が図られることはもとより、健康保険法に基づく給付の適正化も図られるものと考えております。

つきましては、その趣旨を御理解いただき、下記について、提供の御了承を賜りますようお願い申し上げます。

なお、都道府県労働局は、提供されたデータについて、行政機関等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第58号）、厚生労働省保有個人情報管理規程（平成17年厚生労働省訓令第3号）、同規程第46条に基づき都道府県労働局が定めるものに基づき適切な管理を実施し、提供されたデータを使用目的以外には使用しないことを申し添えます。

記

1 提供を依頼するデータの使用目的等

(1) 使用目的

不支給決定者に対する労災保険給付の請求の勧奨

(2) 提供媒体

紙媒体

(3) データの内容

不支給決定者の氏名、生年月日、住所、電話番号、事業所名、事業所所在地、負傷した日時、場所等のうち提供媒体に記載されているもの

2 データ提供の時期等

地方社会保険事務局と都道府県労働局との間で、当該データ提供に係る覚書を締結し、平成19年5月から毎月1回実施(具体的な日程については、関係者で調整)。